

お知らせ



城東区より
お知らせです!

国民年金保険料の改定と免除申請

国民年金の平成31年度保険料は月額16,410円に改定されました。

学生納付特例の対象となる学校に在学中の方は、申請により保険料納付が猶予される制度があります。希望される方は「年金手帳」「学生証または在籍証明書(平成31年度の在籍が確認できるもの)」「印かん」を持参し、区役所1階15番窓口にて申請してください。

新たに国民年金保険料の免除を希望される方は「年金手帳」「印かん」を、退職された方は「免除を受けようとする期間にかかる雇用保険受給資格者証または離職票」を持参し、区役所1階15番窓口にて申請してください。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金・保険) ☎6930-9956 FAX6932-0979

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

手当の月額、毎年の物価の変動に応じて改定されます。平成30年の全国消費者物価指数の変動により、平成31年4月分からの手当月額が次のとおり改定されました。

	旧手当月額	新し手当月額
特別児童扶養手当(1級)	51,700円	52,200円
特別児童扶養手当(2級)	34,430円	34,770円
特別障がい者手当	26,940円	27,200円
障がい児福祉手当	14,650円	14,790円
経過的福祉手当	14,650円	14,790円

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(福祉) ☎6930-9857 FAX6932-1295

平成31年度の国民健康保険料は6月に決定します

4月から翌年3月までの国民健康保険料を6月に決定し、6月中旬に区役所から世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。

保険料については、6月から翌年3月までの10回で納付していただくため、特別徴収の世帯(年金からあらかじめお支払いいただいている世帯)を除き、4月・5月に納付していただく新年度相当分の保険料はありませんのでご注意ください。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金・保険) ☎6930-9956 FAX6932-0979

固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います

区内に土地または家屋をお持ちの方は、平成31年度の土地または家屋の価格等を記載した縦覧帳簿を縦覧できます。(所有資産の所在する区の縦覧帳簿に限る。)

本人確認ができるもの(運転免許証など)または納税通知書をご持参ください。代理人が縦覧を希望する場合は委任状が必要です。なお、区役所での縦覧はできません。

とき 4月1日(月)~5月7日(火)(平日のみ)

ところ 京橋市税事務所10階窓口 (都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル)

問合せ 京橋市税事務所 固定資産税グループ ☎4801-2957(土地)、2958(家屋) FAX4801-2905

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月7日(火)です。

後期高齢者医療歯科健診・健康診査の実施、人間ドック費用の助成について

後期高齢者医療歯科健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態、口腔衛生状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等を予防するため、歯科健診を実施しています。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健診受診券」を送付します。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月上旬から順次お送りします。)

広域連合が指定する歯科医院等において、年度中(翌年3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に歯科医院等へお問い合わせのうえ、被保険者証を忘れずにお持ちください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎4790-2031 FAX4790-2030 区役所窓口サービス課(保険年金・保険) ☎6930-9956 FAX6932-0979

後期高齢者医療健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、糖尿病等の生活習慣病の早期発見のため、健康診査を実施しています。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を送付します。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月上旬から順次お送りします。)

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、年度中(翌年3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関等へお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

人間ドック費用の一部助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しております。

費用の助成を受ける際は、区役所1階15番窓口にて、被保険者証・人間ドックの領収書および検査結果通知書の写し・口座情報のわかるもの・印かんをお持ちいただき、申請する必要があります。なお、各年度中(4月1日から翌年3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

児童扶養手当の支給回数の変更・支給月額の改定

①「児童扶養手当」が本年11月支払分から支払回数が「4か月分ずつ年3回」→「2か月分ずつ年6回」に変更されます。

支払月が変わる11月の支払分は、8~10月分の3か月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

毎年8月の現況届時に、前年所得により手当額の変更を行い、12月支払分から手当額が変更されていましたが、平成31年度からは翌年1月支払分から手当額が変更されます。

②児童扶養手当月額は、「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数をもとに手当額が改定されます。

下記表のとおり、改定されます。

		旧手当月額	新し手当月額
児童1人目	全部支給	42,500円	42,910円
	一部支給	42,490円~10,030円	42,900円~10,120円
児童2人目	全部支給	10,040円	10,140円
	一部支給	10,030円~5,020円	10,130円~5,070円
児童3人目	全部支給	6,020円	6,080円
	一部支給	6,010円~3,010円	6,070円~3,040円

現在児童扶養手当を受給中の方については、7月末までに、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(児童扶養手当) ☎6930-9065 FAX6932-1295

4月より城東区体育厚生協会は「城東区スポーツ・レクリエーション協会」に名称を変更します

昭和23年に設立されて以来、城東区民のスポーツとレクリエーションの普及奨励活動を続けてまいりました。このたび、結成70周年を迎えるにあたり、なお一層、区民の方々の健康と体力の増進と楽しい生きがいを感じていただける明るいまちづくりをめざして、名称を変更します。今後も引き続きのご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

春の全国交通安全運動5月11日(土)~20日(月)交通安全講習会

講話とビデオ上映を行います。ぜひご参加ください。

実施日	ところ
4月 8日(月)	榎並会館(野江4-3-27)
4月15日(月)	関目小学校(関目6-5-5)
4月16日(火)	諏訪会館(諏訪3-6-15)
4月25日(木)	城東小学校(嶋野東3-16-41)

講習時間 18:30~ 1時間程度(受付18:00~18:30)

※駐車場はありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

問合せ 城東警察署交通課 ☎6934-1234

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のご案内

飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)、鑑札・注射済票の装着は狂犬病予防法で定められた飼い主の義務です。下記の集合注射会場または動物病院で、狂犬病予防注射を受けてください。

集合注射会場

とき	ところ	費用
4月23日(火)	嶋野コミュニティ広場(嶋野西3-6 全愛幼稚園東隣)	1頭につき、注射料金(2,700円)と注射済票交付手数料(550円)を別々にお支払いいただきます。新規登録(生涯1回)の場合は、上記料金に加え、登録・鑑札交付手数料(3,000円)が必要です。 ※飼い犬の首輪等は外れないよう適切に着け、犬を制御できる方が連れてきてください。 ※飼い犬の体調が悪い場合やアレルギーがある場合等は、注射を打てないことがあります。 ※登録済みの飼い犬については、3月に飼い主様あてに狂犬病予防注射案内通知書を送付しています。注射会場へは通知書をご持参ください。
4月24日(水)	中浜公園(中浜1-6)	
4月25日(木)	東中浜公園(東中浜5-3)	

※雨天決行。ただし、午前11時時点で大阪管区気象台が大阪市内に「特別警報」「暴風警報」を発表している場合は中止させていただきます。

時間/いずれも13:30~16:00

動物病院

料金および診察日時等については、直接動物病院にお問い合わせください。

※大阪市委託動物病院では鑑札および注射済票の交付手続きが行えます。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(生活環境) ☎6930-9973 FAX6930-9936

区役所窓口のお呼び出し状況は、区ホームページでいつでも確認できます! (窓口サービス課(住民情報・保険年金))

